

債権管理回収業に関する特別措置法

三

附則	第二章
	第三章
	第四章
	第五章
	第六章
附則	許可等（第三條—第十條）
	業務（第十一条—第十九条）
	監督（第二十二条—第二十五条）
	雜則（第二十六条—第三十二条）
	罰則（第三十三条—第三十七条）

第一章 総則

(四) 云生女、詩三全義重確) 七里沙四又

第二条 この法律は、特定金銭債権の処理が営業の課題となつてゐる状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようとするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。

号) 第二条第一項に規定する金融機関

口農林中央金庫

二、政府間化金融機関

独立行政法人住宅金融支援機構

水 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二条第一項第三号）に基く

う農業協同組合及び農業協同組合連合会

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第

二百四十二号) 第十一条第一項第四号の事

第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連

合会

ノテア美術同組合第十一三条第一項第二号の事業を行ふべき業協同組合及び同

法第九十七条第一項第一号の事業を行う水

産加工業協同組合連合会

日本會社法
第三十二章 貸金業法 (昭和五十八年法規第三十二章)

又
イからリまでに掲げる者に類する者として
て政令で定めるもの

四 前号に掲げる者が有していた貸付債権の目
的となつてゐる金銭債権
五 機械類その他の物品を使用させる契約であ
つてその使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）が一年を超えるも
のであり、かつ、使用期間の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以
後又は使用開始日から一定期間を経過した後
て「使用期間」という。）が一年を超えるも
れをすることができる旨の定めがないものに基
づいて、当該物品を使用させることの対価と
しての金銭の支払を目的とする金銭債権
五 それと引換えに、又はそれを提示して特定
の販売業者又は役務の提供の事業を當む者
供を受けることができる証票その他の物（以
下この号及び次号において「証票等」とい
う。）をこれにより商品を購入し、又は役務
の提供を受けようとする者（以下この号にお
いて「利用者」という。）に交付し、当該利
用者がその証票等と引換えに、又はそれを提
示して販売業者等から商品を購入し、又は役
務の提供を受ける場合において、その代金又
は役務の対価に相当する金額を当該販売業者
等に交付し、当該利用者から当該金額又はあ
らかじめ定められた時期ごとにその代金若し
くは役務の対価に相当する金額の合計額を基
礎としてあらかじめ定められた方法により算
定して得た金額を受領することを約する契約
に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭
債権
六 証票等を利用することなく、販売業者等が
行う購入者又は役務の提供を受けれる者（以下
この号において「購入者等」という。）への
商品の販売又は役務の提供を条件として、そ
の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当
する金額を当該販売業者等に交付し、当該購
入者等から当該金額を受領することを約する
契約に基づいて、当該購入者等に對し生ずる
金銭債権
七 それと引換えに、又はそれを提示して商品
を購入し、又は役務の提供を受けることがで
きる証票その他の物をこれにより商品を購入
し、又は役務の提供を受けようとする者（以
下この号において「利用者」という。）に交

付し、その証票その他の物と引換えに、又はその提示を受けて、当該利用者に商品を販売し、又は役務を提供する場合において、その代金若しくは役務の対価又はあらかじめ定めた方法により算定して得た金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対する生ずる金銭債権

七の二 それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入することができる証票その他の物を利用することなく、購入者から代金を六ヶ月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として機械類を販売する契約（以下この号において「機械類販売契約」という。）又は購入者が代金を二ヶ月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）第二条第五項に規定する指定商品を販売する契約（機械類販売契約を除く。）に基づいて、当該購入者に対し生ずる金銭債権

八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第一項に規定する特定資産（以下「資産流動化法に規定する特定資産」という。）である金銭債権

九 削除

十 金銭債権であつて、これを信託する信託の受益権が資産流動化法に規定する特定資産であるもの

十一 資産流動化法に規定する特定資産の管理及び処分により生ずる金銭債権（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社又は同条第十六項に規定する受託信託会社等が有するものに限る。）

十二 一連の行為として、次のイからホまでに掲げる資金調達の方法により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて、それぞれ当該イからホまでに定める行為を専ら行うこと目的とする株式会社又は外国会社が有する当該資産（以下「流動化資産」という。）である金銭債権

イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第五号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を

口 金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。) の発行 その債務の履行

ハ 資金の借入れ その債務の履行

二 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券 (同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。) の発行 その債務の履行

ハ 資金の借入れ その債務の履行

二 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券 (同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。) の発行 その債務の履行

ホ 商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の受入れ 利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還

十三 金銭債権であつて、これを信託する信託の受益権が流動化資産であるもの

十四 流動化資産の管理及び処分により生ずる金銭債権 (第十二号に掲げる株式会社又は外国会社が有するものに限る。)

十五 第一号に掲げる者であつて、商業、工業、サービス業その他の事業を行う者から金銭債権を買い取ることを業として行うものがある又は外国倒産処理手続の承認の決定 (以下「手続開始決定」という。) を受けた者 (当該手続開始決定に係る破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は承認援助手続が終了、再生手続開始の決定、特別清算開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定 (以下「手続開始決定」という。) を受けた者 (当該手続開始決定に係る破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は承認援助手続が終了する) のに限る。)

十六 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定 (以下「手続開始決定」という。) を受けた者 (当該手続開始決定に係る破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は承認援助手続が終了する) のに限る。)

了している者を除く。次号において同じ。) が有する金銭債権

十七 手続開始決定を受けた者が譲渡した金銭債権

十八 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十九号)第二条第一項に規定する特定債務者が同条第三項に規定する特定調停が成立した日又は当該特定調停に係る事件に關し裁判所がする民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十号)第十七条の決定が確定した日に有していた金銭債権

十九 手形交換所による取引停止処分を受けた者がその処分を受けた日に有していた金銭債権

二十 前各号に掲げる金銭債権を担保する保証契約に基づく債権

二十一 信用保証協会その他政令で定める者が前号に掲げる債権に係る債務を履行した場合に取得する求償債権

二十二 前各号に掲げる金銭債権に類しく又は密接に関連するものとして政令で定めるもの

この法律において「債権管理回収業」とは、弁護士、弁護士法人又は弁護士、外国法事務弁護士共同法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う當業又は他人から譲り受けた訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権の管理及び回収を行う當業をいう。

二十三 この許可を受けた株式会社をいう。

第二章 許可等

(営業の許可)

第三条 債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営むことができない(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 本店その他の営業所の名称及び所在地

三 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、以下「役員」という。)の氏名及び住所

四 役員のうち弁護士であるものについては、その旨及び所属弁護士会の名称

了している者を除く。次号において同じ。) が有する金銭債権

十七 手続開始決定を受けた者が譲渡した金銭債権

十八 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十九号)第二条第一項に規定する特定債務者が同条第三項に規定する特定調停が成立した日又は当該特定調停に係る事件に關し裁判所がする民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十号)第十七条の決定が確定した日に有していた金銭債権

十九 手形交換所による取引停止処分を受けた者がその処分を受けた日に有していた金銭債権

二十 前各号に掲げる金銭債権を担保する保証契約に基づく債権

二十一 信用保証協会その他政令で定める者が前号に掲げる債権に係る債務を履行した場合に取得する求償債権

二十二 前各号に掲げる金銭債権に類しく又は密接に関連するものとして政令で定めるもの

この法律において「債権管理回収業」とは、弁護士、弁護士法人又は弁護士、外国法事務弁護士共同法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う當業又は他人から譲り受けた訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権の管理及び回収を行う當業をいう。

二十三 この許可を受けた株式会社をいう。

五 資本金の額

六 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

七 前項の許可申請書には、法務省令で定める書類を添付しなければならない。

第五条 (許可の基準)

法務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

一 資本金の額が五億円以上の株式会社でない者

二 第二十四条第一項の規定により第三条の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社

三 この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社

四 常務に従事する取締役のうちにその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する弁護士のない株式会社

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する株式会社

六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある株式会社

七 取締役若しくは執行役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上に支配力を有するものと認められる者を含む。)又は監査役(以下この号において「役員等」という。)のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

八 心身の故障により債権管理回収業に係る業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

九 破産手続開始の決定を受けた者得ない者又は、日本弁護士連合会の意見を聴くものとされる。ただし、当該取締役がその所属する弁護士会の推薦を受けた者であるときは、この限りでない。

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

三 その他法務省令で定める場合に該当するとき。

一 第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったとき。

二 営業を開始し、休止し、又は再開したとき。

三 前条第二項の規定は、弁護士である取締役の届出があった場合に準用する。

四 債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに会社の合併及び分割

第六条 (許可に關する意見聴取)

法務大臣は、第三条の許可をしようとするときは、前条第五号、第六号及び第七号へに該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

二 法務大臣は、第三条の許可をしようとするときは、弁護士である取締役について、当該取締役がその職務を公正かつ的確に遂行することができない知識及び経験を有するものであるか否かに關し、日本弁護士連合会の意見を聴くものとする。ただし、当該取締役がその所属する弁護士会の推薦を受けた者であるときは、この限りでない。

三 債権管理回収業が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

一 破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

二 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

三 債権管理回収業を廃止したとき。債権回収会社であつた会社の代表取締役又は代表執行役

間以内に、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったとき。

二 営業を開始し、休止し、又は再開したとき。

三 前条第二項の規定は、弁護士である取締役の届出があった場合に準用する。

四 債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに会社の合併及び分割

第七条 (変更の届出)

債権回収会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間の間に、その旨及び所属弁護士会の名称

ときは、債権回収会社に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に債権回収会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。警察庁長官は、債権回収会社について、第五条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、第六条第一項、第二十四条第二項又は第二十七条の規定に基づき意見を述べるために必要であると認められる場合には、法務大臣に協議の上、第五条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実の有無を確認するために必要な限度で、債権回収会社に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は警察庁職員に、債権回収会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第二十三条 法務大臣は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該債権回収会社に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(許可の取消し等)

第二十四条 法務大臣は、債権回収会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五条各号のいずれかに該当することとなるとき。
二 不正の手段により第三条の許可を受けたとされたとき。
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
四 債権管理回収業に関する著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

五 第三条の許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないとき。

六 法務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、第五条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

(監督処分の公告)
第七号へに該当する事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

第二十五条 法務大臣は、前条第一項の規定による処分をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第五章 雑則

(協力依頼) 法務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第二十六条 法務大臣は、債権回収会社について、第五条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、法務大臣が当該債権回収会社に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

第二十七条 警察庁長官は、債権回収会社について、第五条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、第六条第一項、第二十二条第二項、第二十四条第二項、第二十七号及び第二十八条第二項の規定により警察庁長官の権限に属する事務を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(経過措置) この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰金に処し、又はこれを併科する)を定めることができる。

第六章 罰則
第三十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰金に処し、又はこれを併科する)を定めることができる。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、許可を受けないで債権回収業を営んだ者
二 不正の手段により第三条の許可を受けた者は、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条の規定に違反して、他人に債権管理回収業を営ませた者
二 第二十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一百万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の規定に違反して、証書を返還しなかつた者
二 第十三条第二項の規定に違反した者は、五百円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対する各号に定める罰金刑を科する。

一 第二十三条第四号三億円以下の罰金刑
二 第三十四条第二号又は第四号から第七号まで一億円以下の罰金刑

三 第三十三条第一号から第三号まで、第三十一条第一号若しくは第三号又は前条各本条の罰金刑

ときは、債権回収会社に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に債権回収会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。警察庁長官は、債権回収会社について、第五

一 第五条各号のいずれかに該当することとな

(犯罪があると思料する場合の措置)
二 第二十条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成するときは直ちに所要の報告をさせ、当該報告があつたときは告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

三 第十七条第一項の規定に違反した者
四 第二十条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者
五 第二十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者
六 第二十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者
七 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
八 第七条第一項の規定に違反して、届出をせざり、又は虚偽の届出をした者
九 第二十三条第二項の規定に違反した者は、五百円以下の罰金に処する。

その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和二年五月二九日法律第三三

（施行期日）

号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八

（施行期日）

号抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日

附 則（令和五年六月一四日法律第五三

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定（公布の日

附 則（令和五年六月一四日法律第五三

の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日